

## 注意事項

- 1 平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関であって、生活保護法第 54 条の 2 第 2 項の規定により、生活保護法による指定を受けたものとみなされた介護機関については、この書類による指定申請は必要ありません。
- 2 この書類は、栃木県知事（宇都宮市に所在する介護機関については宇都宮市長）あてに、介護機関所在地を管轄する福祉事務所へ提出してください。
- 3 貴機関が指定された場合には、栃木県公報（宇都宮市長あて申請書を提出した介護機関については宇都宮市役所前掲示板）により告示するほか、指定通知書により通知します。

## 記載要領

- 1 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が申請する場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者、介護予防事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防支援事業者（地域包括支援センター）又は介護予防特定福祉用具販売事業者が申請する場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 2 「名称」は、略称等を用いることなく、介護保険法による指定又は開設許可を受けた正式な名称を用いてください。
- 3 管理者の氏名・住所・生年月日は、介護保険法等の規定に基づき配置した管理者の氏名等を記載してください。
- 4 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正してそのすべてを記載してください。
- 5 「施設又は実施する事業の種類」欄は、今回申請する事業について、該当する欄にすべて「○」を記載してください。なお、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設については、「みなし指定」となります。
- 6 「生活保護法による指定年月日」欄は、すでに生活保護法による指定を受けている事業等につきその指定を受けた年月日を記載してください。  
なお、介護保険法施行法等関係法令の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては「12. 4. 1」と記載し、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 18 年政令）附則の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては「18. 4. 1」と記載してください。
- 7 「介護保険法の指定を受けている事業等」欄は、該当する欄に介護保険法の指定又は開設許可を受けた年月日及び介護保険事業者番号を記載してください。申請中の場合は、「指定等年月日」欄に「申請中」と記載してください。なお、介護保険法施行法等関係法令の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては、「12. 4. 1」と記載し、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 18 年政令）附則の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては「18. 4. 1」と記載してください。
- 8 「職員配置の状況」欄は、各事業等ごとに、職種別に、申請時の実人員の数を記載してください。
- 9 「利用定員等」欄は、入院、入所（利用）定員を定めている場合に、各事業等ごとに、申請時における数を記載してください。
- 10 「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」欄は、介護保険給付の対象となるサービス費用基準額以外に必要な利用料の額を記載してください。なお、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者介護、介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護については、入居に係る利用料とそれ以外を区別して記載してください。
- 11 申請者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。また、申請者が個人の場合は、住所、氏名及び生年月日を記入の上押印してください。
- 12 「誓約書（別紙 3）」は、開設者名により 1 部提出してください。開設者と管理者が異なる場合は、開設者において管理者が下欄の誓約項目 8（第 2 項第 9 号関係）に該当しないことを確認した上で 1 部御提出ください。  
なお、誓約書について該当する項目がある場合、指定介護機関としての指定は受けられません